

# 神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の画像使用に関する要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の画像（以下、「かもめん」という。）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に基づく使用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （権利）

第2条 「かもめん」に関する著作権その他一切の権利は、神戸市に属する。

## （使用画像）

第3条 この要綱において「かもめん」とは、様式第1号の「かもめん」基本デザイン及びその展開デザインとして神戸市中央区長（以下、「区長」という。）が定めるものとする。

## （使用について）

第4条 「かもめん」の使用希望者は、あらかじめ「かもめん画像使用申請書」（以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を得なければならない。

2 区長は申請内容について審査し、適当と認める場合は、画像使用許諾書を申請者に交付するものとする。

## （使用目的）

第5条 「かもめん」は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ使用することができるものとする。

- （1） 公益的活動の推進を目的として使用するとき。
- （2） 神戸市中央区（以下、「区」という。）および区内各地域のPRを目的として使用するとき。
- （3） 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために使用するとき。

## （使用許諾基準）

第6条 区長は、申込の内容が前条に定める使用目的に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみ「かもめん」の使用を許諾する。

- （1） 市等が行う啓発活動、市主催（共催）事業で使用するとき。
- （2） 国または地方公共団体が使用するとき。
- （3） 区内のふれあいのまちづくり協議会等の住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から区長が適当と認める場合は、「かもめん」の使用を許諾する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、「かもめん」の使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「かもめん」について、次に掲げる使用その他許諾を受けた内容と異なる使用、又はその許諾条件に反する使用をしないこと。
  - ア 区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。
  - イ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。
  - ウ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。
  - エ 営利若しくは販売を目的とした使用(区長が特に認める場合の使用を除く)。
- (2) 「かもめん」の使用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。
- (3) 「かもめん」の改変をしないこと。
- (4) 「かもめん」を表示する同一面上に「©2012 神戸市」又は「©2012 kobe city」及び許諾番号を表示すること。
- (5) 「かもめん」を使用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。
- (6) 「かもめん」の類似画像の作成、第三者による「かもめん」に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。
- (7) 許諾を受けた「かもめん」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

(使用期間)

第8条 使用者が「かもめん」を使用できる期間は、1年以内で区長が定める期間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第9条 使用に係る費用は、無料とする。ただし、区長は、公益上の観点から必要があると認めるときは、区長が定める額の使用料または契約保証金を納付させることができる。

(事故発生時の報告義務等)

第10条 使用者は、「かもめん」の使用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに区長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

- 第11条 区長は、「かもめん」の使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。
- 2 使用者は、前項の規定により区長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は区長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取消し等)

第12条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「かもめん」の使用の制限をし、若しくは使用の停止をすることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「かもめん」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長がその使用の継続を不適當であると認めるとき。

2 前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更又は「かもめん」の使用の制限若しくは使用の停止により使用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

(使用終了後等の措置)

第13条 第8条の規定による使用期間が終了した者、若しくは前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかに「かもめん」の使用を中止し、並びに「かもめん」の複製物の廃棄及び回収に関する区長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 使用者は、「かもめん」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第15条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「かもめん」の使用について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月5日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後(以下「施行日」という。)の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 3 条関係)

